

慶弔金（品）支給規程早見表

令和3年4月1日改定

給付区分	支給要件	支給額	請求（報告）用紙	請求（報告）書の提出
成人祝品	>基金加入後満20歳に到達した加入者	10,000円相当額	様式第1号	随 時
結婚祝金	>加入者期間1年以上ある加入者が結婚したとき >加入者期間1年以上あり退職後3ヶ月以内に結婚した者	10,000円	様式第2号	随 時
祝 電		挙式当日に祝電	様式第4号	挙式の3日前まで
就学祝品	>加入者の子が小学校に入学したとき	1子につき 5,000円相当額	様式第7号	随 時
死亡弔慰金	>加入者期間6ヶ月以上ある加入者が死亡したとき、その遺族に支給	（加入者期間） 6ヶ月以上 3年未満 20,000円 3年以上 5年未満 30,000円 5年以上 50,000円	様式第5号	随 時

【権利の消滅】 規程に基づき慶弔金（品）を受ける権利は、その支給事由である事実が発生した日から1年以内に行使しないと消滅する。